青色申告を始めましょう!

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、<u>税制上のメリット</u>もありますので、<u>早速、取り組んでみましょう</u>。
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、 まず何をすればいい の?



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成 29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承 認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2~3月)。

<青色申告承認申請書の様式>

○ 月日中日承認中調音の採式/								
税務署受付印				1 0 9 0				
所得税の青色申告承認申請書								
	納 税 地	○住所地・○居所地・○事業 (〒 –)	所等(該当するものを選抜 (TEL	尺してください。))				
年月日 提 出	上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	•						
	フリガナ			年 月 日生				
	職業		フリガナ					
平成年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。								
1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに記載します。)								
名称	所在地							
名称	所在地							
2 所得の種類(該当する事項を選択してください。)								
○事業所得 ・○不動産所得 ・○山林所得								
3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無								
(1) ○有(○取消し・○取りやめ)年月日 (2) ○無								
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日年月日								
5 相続による事業承継の有無								
(1) ○有 相続開始年月日 <u></u> 年月日 被相続人の氏名(2) ○無								
6 その他参考事項								
(1) 簿記方式 (青色申告のための	簿記の方法の	うち、該当するものを選択	してください。)					
○複式簿記・○簡易簿記・	○その他()						
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため	備付ける帳簿	名を選択してください。)	J					
(2) 1811日秋日4日 (月已十日の八の1811日) む吹は中日と 地がして、八にでい。) □現金出約帳・○売掛帳・○買掛帳・○超賣帳・○固定資産台帳・○預金出約帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○総動定元帳・○仕記帳・○入金伝頭・○出金伝頭・○接替伝票・○現金式商易帳簿・○その他								
(3) その他								
関与税理士	税整	理 番 号 関係部門 連 終	A B C					
	務							
(TEL) 署 011 111								
理 年 月 日								

青色申告とは

- ○「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。
 - ・ 正規の簿記は、複式簿記です。
 - 簡易な方式は、白色申告には ない現金出納帳等を整備するこ とが必要です。

青色申告の主なメリット

〇 青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円 を、「簡易な方式」の場合は10 万円を所得から控除可能です。

〇 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、 各年分の所得から控除可能です。 また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、 自らの経営状況をつかみ やすくなるとともに、金 融機関からの信用を得や すいといった経営上の メリットも出てきます。

〈お問い合わせ先〉近畿農政局 兵庫支局 地方参事官室 Tel:078-331-5924 Fax:078-331-5177



収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

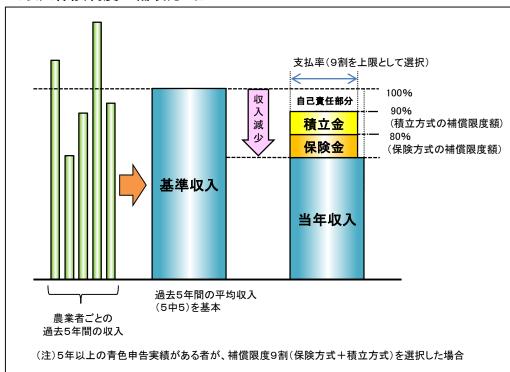
政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を 行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されま した。

<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量 減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡する仕組 みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。
 - ※ 5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告(簡易な 方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- 〇 当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補塡します。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均 (5中5)を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設 定します。
 - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
 - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 〇 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、 現時点の試算(補償限度8割)では1%(50%の国庫補助後)です。
 - ※ 積立金は自分のお金であり、補塡に使われない限り、翌年に持ち越 されます。75%の国庫補助があります。
- ※ 収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、 どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補塡方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(8割が保険方式+1割が積立方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 積立金は、22.5万円 合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度	補塡金			補塡金を含めた		
(当年収入)	の合計	保険金	積立金	当年収入 (対基準収入)		
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)		
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)		
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)		